

国民健康保険にご加入の皆さんへ

問／保険年金課 ☎463-0283

令和7年度における保険税率・課税限度額が変わります

	区分	令和6年度 (改正前)	令和7年度 (改正後)	差
医療保険分	所得割	7.7%	7.6%	▲0.1%
	資産割	33%	20%	▲13%
	均等割	12,000円	22,000円	10,000円
	平等割	14,000円	7,000円	▲7,000円
	課税限度額	65万円	65万円	±0
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.0%	2.3%	0.3%
	均等割	9,000円	12,000円	3,000円
	課税限度額	22万円	24万円	2万円
介護保険分	所得割	1.7%	2.0%	0.3%
	均等割	9,000円	12,000円	3,000円
	課税限度額	17万円	17万円	±0
合計	所得割	11.4%	11.9%	0.5%
	資産割	33%	20%	▲13%
	均等割	30,000円	46,000円	16,000円
	平等割	14,000円	7,000円	▲7,000円
	課税限度額	104万円	106万円	2万円

国民健康保険に加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は、令和7年7月31日に満了となります。有効期限が切れた後は、マイナ保険証が資格確認書で医療機関等を受診してください。今年度の一斉更新では、マイナ保険証の利用登録をされている方には「資格情報のお知らせ」を、利用登録をされていない方には「資格確認書」を郵送しています。

令和7年度の保険税率等の改正について、詳しくは広報あさか(令和7年3月号)または市ホームページをご確認ください。



税制改正に伴い、令和7年度保険税における軽減判定所得の基準額が変わります

軽減割合	世帯の総所得金額(改正前)	世帯の総所得金額(改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与または年金所得者の数 ^{※2} -1)以下	43万円+10万円×(給与または年金所得者の数 ^{※2} -1)以下
5割軽減	43万円+29万5千円×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与または年金所得者の数 ^{※2} -1)以下	43万円+30万5千円×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与または年金所得者の数 ^{※2} -1)以下
2割軽減	43万円+54万5千円×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与または年金所得者の数 ^{※2} -1)以下	43万円+56万円×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与または年金所得者の数 ^{※2} -1)以下

- ※1 被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行して継続して同一世帯に属する、特定同一世帯所属者も含まれます。
- ※2 給与収入は55万円以上、年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円(公的年金等に係る特別控除後は125万円)以上の方が対象となります。

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

問／保険年金課 ☎463-1928

令和7年度の保険料は次のとおり計算されます。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額}^{※3} + \text{所得割額}$$

【上限 80 万円】 (被保険者一人当たり 45,930 円) (賦課のもととなる所得金額×所得割率 9.03%)

- ※3 所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者および世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、下の表のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準 (<u>は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します</u>)	軽減後の 均等割額
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	13,700円/年
5割	基礎控除額(43万円)+30.5万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	22,960円/年
2割	基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	36,740円/年

- ※詳しくは、納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付された方を対象に、毎年1月末に一斉送付していた「納付額確認書」について、令和7年度から申請した方にのみ送付する方式に変更します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

